2013 年ガールズケイリンにおける短期登録選手制度実施概要

(1)選手の選定、資格、出場開催について

- ① 資格 ・・・ 自転車競技の国際大会で優秀な成績を収めた者(各国車連の推薦を受けた者)
- ② 人数 · · · 2名(別添資料参照)
- ③ 登録 ・・・ 2年(ただし、全開催終了後帰国時に登録消除)
- ④ 出場開催・・・ 以下の3開催に出場する。
 - ·平成25年3月 8日(金)~10日(日) 京王閣(FⅡナイター)
 - ・平成25年3月19日(火)~21日(木) 松 戸(FⅡナイター)
 - ·平成25年3月29日(金)~31日(日) 平 塚(FⅡ)

(2)女子短期登録選手講習、資格検定について

- ① 講習 · · · 日本競輪学校及びJKA事務所において、10日間程度実施する。
- ② 実施時期 ・・・ 平成25年2月26日(火)~3月6日(水)
- ③ 資格検定・・・・学力、人物、整備技術、身体検査について実施(実技項目は実施しない)。
- ④ 講習中の滞在先 ・・・ 日本競輪学校近隣施設とする。なお講習終了後も基本的に日本競輪学校近隣 施設に滞在するものとする。

(3)女子短期登録選手の登録情報について

- ① 級班 · · · A 級2班とする。
- ② 登録府県・・・ 外国(自国)扱いとする。
- ③ 登録番号 ・・・ 13万番台とする(男子短期登録選手と同様)。
- ④ 期別 ・・・ 便宜上999期とする。
- 5 脚質登録・・・ 「両」とする。

(4)女子短期登録選手のあっせんについて

- ① あっせん ・・・ (1)④の開催にあっせんする。
- ② 1開催のあっせん人数 ・・・ 2名とする。
- ③ 概定 ・・・・ 通常同様(7車立て2個レースの3日間トーナメント)とする。
- ④ 番組編成 ・・・ 原則、日本選手と同様に取り扱う。

(5)女子短期登録選手の競走方式について

① レーサーパンツ ・・・・ 当該選手が所属するナショナルチームのワンピース型レーサーパンツを着用する。(別添参照)

- ② ユニフォーム及びヘルメット覆い ・・・ 日本選手と同様とする。
- ③ 自転車 ・・・ 当該選手が希望する場合、特例に基づき当該選手が申請する自転車を登録し使用する。
- ④ 車輪(ハブ、リム、スポーク、タイヤ及びホイール)・・・ 日本選手と同様のものを使用する。

(6)女子短期登録選手の競輪参加中の取扱いについて

- ① 通訳 ・・・ 事前に講習を受け、競輪に関する制度及び開催現場での必要な知識等を持った通訳者が 当該選手に帯同する。
- ② 違反行為に対する制裁 ・・・ 失格30,000円、重注10,000円の違反金を徴収し、違反点は付与しない。あっせん停止、あっせんをしない処置、あっせん保留については該当する失格行為、非違行為等があった場合、日本選手と同様の制裁を行う。

以上